法人用

誓 　　　約 　　　書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（１）暴力団員（岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年岡山市条例第３号） 第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者

（２）暴力団（岡山市暴力団排除基本条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の統制下にある者

（３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

２ １の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和　　 年　　 月　　 日

岡山市教育委員会教育長 　様

博物館等の

所在地

博物館等の

名称

設置者の

住所

設置者の

役職名

氏名

|  |
| --- |
| ・裏面もご確認ください。 |

【参　考】

○岡山市暴力団排除基本条例（平成２４年岡山市条例第３号）（沙）

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）～（５）略

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）（抄）

（定義）

第２条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 略

（２） 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（３）～（５）略

（６） 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（７）・（８）略

（暴力的要求行為の禁止）

第９条　指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

（１）～（２０）略

（２１）行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許 認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び 次号において同じ。）に係る申請（同条第３号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条 第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当し ないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に 定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課 し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があ るにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準

ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を

執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

を含む。）となっているもの

ハ 略

（２２）～（２７）略